

寒川町介護給付費準備基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 31 年 3 月 22 日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第 3 号

寒川町介護給付費準備基金条例の一部を改正する条例

寒川町介護給付費準備基金条例(平成 12 年寒川町条例第 9 号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

寒川町介護給付費等準備基金条例

第 1 条中「寒川町介護給付費準備基金」を「寒川町介護給付費等準備基金」に改める。

第 2 条中「保険給付費」の次に「及び地域支援事業費(以下「保険給付費等」という。)」を加え、「寒川町介護給付費準備基金」を「寒川町介護給付費等準備基金」に改める。

第 7 条第 1 号中「介護保険の保険給付費」を「保険給付費等」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。